

機密書類溶解処理サービスの実施に関する契約書

〇〇〇（以下、甲という）と川一製紙株式会社（以下、乙という）とは、機密書類溶解処理サービスの実施に関する契約を締結する。

第1条（サービスの内容）

本契約でいう機密書類溶解処理サービス（以下サービスという）とは、甲より乙に搬入された機密書類古紙（以下書類という）を、甲の立会いのもと、乙が溶解処理し、溶解処理後の紙繊維を原料にして、古紙衛生紙に再生することである。

第2条（事前予約）

甲は、本サービスを受けるために、次に定める事項を乙に提示し、事前に予約するものとする。

- ① 本サービスを希望する日時
- ② 搬入する書類の重量あるいは段ボールケースの数量
- ③ 搬送に利用するトラック積載可能重量
- ④ 溶解処理工程に立ち会う甲の職員の人数
- ⑤ 溶解証明書発行の必要性の有無

第3条（禁忌品の事前除去）

溶解設備を破損する恐れのあるもの、または古紙衛生紙の製造品質に著しく悪影響を及ぼす恐れのあるものを禁忌品という。甲は書類を密封する段ボールケースまたは運搬用のケースの中に、禁忌品が混入されていないことを事前に確認するものとする。尚、禁忌品の主な対象をつぎの各号に定める。

- ① ダブルクリップ等金属製品
- ② クリアホルダー
- ③ プラスチック製または布製のバインダー
- ④ 感熱発砲紙・カーボン紙
- ⑤ その他、溶解設備または家庭紙の製造品質に悪影響が出るもの

第4条（輸送中の機密保持責任）

甲は、甲の責任において機密書類を乙の工場敷地内まで輸送するものとする。尚、輸送中の書類の機密保持の責任の一切は、甲が負うものとする。

第5条（工場敷地内の機密保持責任）

甲は、甲の責任において機密書類を乙の敷地内の指定する場所まで輸送し搬入するものとする。ただし、甲の立会のもと、乙は甲の手配した輸送車から書類を搬出し溶解設備へ投入するものとする。また、乙が甲より受け入れた書類を、一時的に工場敷地内で保管する場合がある。書類の搬出および溶解設備への投入ならびに一時保管にかかる作業における機密保持の一切の責任を乙が負うものとする。

第6条（機密書類の回収および輸送ならびに立会および溶解証明書の受領にかかる業務の委託）

甲は、甲の責任において機密書類の回収および輸送ならびに立会および溶解証明書の受領にかかる業務を〇〇〇株式会社（以下、丙という）に委託する。その場合、甲は本委託業務にかかる一切の費用を、丙の請求にもとづき丙に支払うものとする。

第7条（安全衛生の確保における甲乙間の協力と責任）

乙は、乙の工場敷地内で、本サービスを実施するにあたり、甲の職員の身体的安全衛生を確保するために万全の態勢で臨むものとする。一方、甲は、安全衛生のために乙が規定したルールを順守する。

第8条（サービスの料金）

乙は甲に対して本サービスを無料で行うものとする。ただし、本サービスの範囲を超える場合には、甲乙間で事前協議のうえ、乙は甲に実費を請求するものとする。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の日より1年とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれかの書面または口頭による解約の申し出がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本契約の成立を証して本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲

乙 岐阜県美濃市片知1408
川一製紙株式会社
代表取締役社長 後藤 陽二郎